



支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されない方

※ただし、
 ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 （住民税において、課税者の扶養となっている場合）
 ・生活保護制度の被保護者となっている場合 など

は除きます。



※子育て世帯臨時特例給付金(対象児童1人につき3,000円)の支給対象となる方も、上記を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になります。
 (2つの給付金を受け取ることができます。ただし、それぞれ申請が必要です。)

[参考] 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(給与所得者)

区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

(公的年金等受給者)

区分		非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

支給額

1人につき **6,000円** ※支給は1回です。

申請方法

- 臨時福祉給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、**平成27年1月1日時点で住民票がある市町村**です。
 (平成27年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。**
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、

「厚生労働省専用ダイヤル **0570-037-192**」または
 「申請先の市町村」へお問い合わせください。